お客様へ

当組合の「預金口座の不正利用等防止」に係る対応について

近年、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺などの「特殊詐欺」が多発しており、これらによりだまし取った金銭の受け皿として他人名義の預貯金口座が悪用されています。こうした預貯金口座を通じて行われる金融犯罪への対策が急務として、金融庁・警察庁より「法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化」の要請文が発出されております。

当組合は、金融犯罪を防止し、お客様が安心・安全にお取引いただけますよう、不審取引への迅速化、警察との連携強化など様々な対策に取組んで参ります。

お客様におかれましては、以下の内容について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

１. 法令に則り、預金口座開設時または開設後にご本人確認、口座の利用目的等について、聞き取りや確認書類の提出をお願いしております。ご回答状況によっては、預金口座の開設をお断りさせていただくことや、口座開設後であってもお取引の一部を制限させていただくことがあります。

２. 口座開設後の入出金や送金取引について、ご利用内容がお申出のご利用目的と大きく異なる場合や、当組合が金融犯罪に関与しているおそれがあると判断した場合は、お取引の一部を制限させていただくことがあります。

３. 口座開設後、長期間お客様のご利用がない口座については、不正利用等未然防止の観点より、お取引の一部を制限させていただくことがあります。

４. お客様が当組合にお届けいただいた住所に送付した郵便物が返戻されるなど、お客様との連絡が不通の状態が続いた場合、法令で要請される口座管理が困難となることから、お取引の一部を制限させていただくことがあります。

預金口座の売買・譲渡は犯罪です

令 和 7 年 4 月

YKS 山梨県民信用組合

口座譲渡・売買・貸借は全て
犯罪です。

メールやSNSなどで口座の譲り渡しを勧誘！

自分名義の口座を犯罪組織に譲り渡してしまう。

通帳やキャッシュカードの譲渡のほか、インターネットバンキングの認証情報を含む口座情報の伝達は有償、無償問わず犯罪！

3年以下の拘禁刑 もしくは500万円以下の罰金またはその併科。

さらにこんな事も・・・

- ご自身名義の他の口座も凍結される。
- 新たな口座を開設できなくなる。

口座を渡した側も罪に問われます。

不審なことがあれば速やかに信用組合窓口へ

金融庁 Financial Services Agency

警察庁 National Police Agency

Shinkumi Bank 信用組合 しんくみ ちかくにいるから、チカラになれる。